

## 〈外貨定期預金〉商品概要説明書 (1/3)

- 外貨定期預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建の預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。  
〔外貨定期預金にかかる留意事項〕

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険の対象外です。</li> <li>・ 円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(引出時)は手数料(1米ドルあたり1円)がかかります。(お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート&lt;預入時&gt;、TTBレート&lt;引出時&gt;をそれぞれ適用します。) したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料(1米ドルあたり2円)がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。</li> <li>・ 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。</li> <li>・ 外貨定期預金は、期限前の中途解約はできません。 当金庫がやむを得ないものと認めて中途解約となった場合は、その利息は、当金庫の外貨普通預金利率により計算します。</li> </ul>
---

- 外貨定期預金のお取引開始前には、法令等の規定に基づく「外貨定期預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)」を交付し、ご説明させていただきます。  
ご不明な点はお取引開始前にあらかじめご確認ください。

### 〔商品の概要〕

(2010年10月1日現在)

1. 商品名	外貨定期預金
2. 商品概要	外国通貨建ての、期間の定めのある預金で、原則としてその期間中は払い戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
3. 預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
4. 販売対象	法人および個人のお客様
5. 期間	原則、3か月、6か月、1年 非継続方式のお取り扱いのみとなり、元利金を満期日以後に一括して払い戻します。
6. 預入	
(1) 預入方法	一括預入です。
(2) 最低預入額	30万円相当以上の米ドル
(3) 預入単位	1補助通貨単位まで預入可能
(4) 預入通貨	米ドルのみ
7. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。ドル現金での払い戻しはいたしません。
8. 利息	
(1) 適用利率	お預け入れ時の利率を満期日まで適用します。 利率については当金庫本支店にお問い合わせください。
(2) 利払方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。
9. 満期日以後の利息	満期日以後の適用利率は、同一通貨建ての外貨普通預金利率となります。
10. 期限前解約のお取り扱い	原則として、期限前解約はお取り扱いできません。やむを得ず期限前解約をされる場合は、当金庫の外貨普通預金利率により計算し、元金・利息から期限前解約に伴うコストを差し引いたうえでお支払いいたします。

## 〈外貨定期預金〉商品概要説明書(2/3)

11. 税金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子所得は法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。</li> <li>・ お利息はマル優の対象外です。</li> <li>・ 為替差益への課税 (法人のお客様) 総合課税 (個人のお客様) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</li> <li>・ くわしくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</li> </ul>				
12. 手数料および適用相場	<p>お預け入れ・お引き出し方法により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。</p> <p>くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。</p>				
13. 付加できる特約事項	<p>ございません。</p>				
14. 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	<p>ございません。</p>				
15. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">苦情処理措置</td> <td>本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)までお申し出ください。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">紛争解決措置</td> <td>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望するお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。</td> </tr> </table>	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)までお申し出ください。	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望するお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)までお申し出ください。				
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望するお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。				
16. その他参考となる事項	<p>(1)この預金は本店で取り扱います。本店以外の店舗では本店へ取り次ぎします。</p> <p>(2)預入後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することができます。(この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。)ただし、予約の最低額は、1,000米ドルといたします。また、利息のみの予約はお取り扱いできません。</p> <p>(3)この預金は、ご融資の担保とすることはできません。</p>				
17. お問い合わせ先	<p>当金庫本支店までお問い合わせください。</p>				

## 〈外貨定期預金〉商品概要説明書(3/3)

[外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場]

	お預け入れ・お引き出し方法	手数料および適用相場
お預け入れ	円預金からのお振替	為替手数料(1米ドルあたり1円)を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレートを適用します。※1
	外貨現金でのお預け入れ	1米ドルあたり2円/最低手数料2,500円がかかります。
	外貨T/Cでのお預け入れ	外貨T/Cでのお預け入れはできません。
	ご本人の外貨預金からのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。
	到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨受払手数料 (外貨金額×0.05%×当金庫所定のTTS/最低手数料2,500円)
お引き出し	円預金へのお振替	為替手数料(1米ドルあたり1円)を含んだ為替相場である当金庫所定のTTBレートを適用します。※2
	外貨現金でのお引き出し	外貨現金でのお引き出しはできません。
	外貨T/Cでのお引き出し	外貨T/Cでのお引き出しはできません。
	ご本人の外貨預金へのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。
	外貨でのご送金にご使用	外貨受払手数料 (外貨金額×0.05%×当金庫所定のTTS/最低手数料2,500円) このほかに別途、送金手数料などがかかります。

※1 TTSレートとは円を外貨に替えるときのレートです。

※2 TTBレートとは外貨を円に替えるときのレートです。

(注1) 上記手数料には消費税等はかかりません。

(注2) T/Cとは、トラベラーズチェックのことをさします。

(注3) 当金庫の公表相場は、テレビや新聞で報道されている銀行間市場で取引されるレートとは異なります。

ご契約相場については当金庫本支店までお問い合わせください。

商号等: 千葉信用金庫 登録金融機関  
関東財務局長(登金)第208号